

みよし市広告掲載パネル設置に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みよし市役所1階正面玄関エントランスに設置するみよし市全域地図、有料広告等を掲載したパネル（以下「広告掲載パネル」という。）の設置に関し、みよし市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「申込者」とは、広告掲載パネルを設置し、当該広告掲載パネルに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を確認及び校正し、その他広告主との調整を行う等広告掲載に係る一連の業務を行う事業者をいう。

2 この要領において「広告掲載者」とは、申込者のうち、市長が広告掲載パネルの設置を決定した者をいう。

(広告掲載パネルの規格等)

第3条 広告掲載パネルの規格、数量等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規格 規格は、次のとおりとする。

ア 高さ2, 200ミリメートル以内のもの

イ 横幅2, 200ミリメートル以内のもの

ウ 薄型で場所をとらず、鋭利な突起物等がない安全に配慮したもの

(2) 数量 1個

(3) 広告掲載の位置及び表示する内容 企画提案内容により別途協議

(4) 広告掲載の面積 広告掲載以外に表示する情報の面積以下

(5) 広告掲載以外に表示する情報 みよし市全域地図及び市が指定する情報

(6) その他 音声を発生しないもの

(設置場所)

第4条 広告掲載パネルの設置場所は、みよし市役所1階正面玄関エントランスとする。

(設置期間)

第5条 広告掲載パネルの設置期間は、契約書に記載された設置の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、公用又は公共用としての使用の必要性又は広告掲載者の使用状況を勘案して支障がないと認める場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、前項に規定する設置期間を4年を超えない範囲内で延長することができる。

(申込者の募集)

第6条 申込者の募集は、市ホームページに募集要項を掲載して行うものとする。

(申込み)

第7条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に企画提案書（様式第2号）等の必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載者の審査及び選定)

第8条 市長は、申込者から提出された企画提案書等の内容を審査し、要綱及びみよし市広告掲載基準を満たした者の中で提案金額の最も高いものを広告掲載者として決定する。

2 市長は、前項により広告掲載者を決定したときは、広告掲載・不掲載決定通知書(様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。

(注意事項)

第9条 広告掲載者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 広告掲載者は、広告主及び広告内容について、事前に市の審査を受けなければならない。

(広告掲載者の責務)

第10条 広告掲載者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、すべての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 広告掲載パネルの設置後に、広告主又は広告内容について、要綱、みよし市広告掲載基準及びこの要領の規定により、広告を掲載することに支障が生じた場合、広告掲載者は、速やかに市長にその旨を通知し、当該広告を削除する等の必要な措置をとらなければならない。

3 広告掲載者は、広告主の応募がない場合その他広告掲載ができない場合においても、自らの責任において、募集要項に定める提案条件及び広告掲載パネルの規格等を満たしたものを設置しなければならない。

4 広告掲載者及び広告主に前3項による損害が生じても、市は責任を負わないものとする。

5 メンテナンス、破損、転倒等の事故時対応、損害賠償等、一切の保守管理に関しては広告掲載者の責任と負担において処理するものとする。

(経費の負担)

第11条 広告掲載パネルの制作、設置、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、広告掲載者が負担しなければならない。

2 電気を必要とする広告掲載パネルについて、その使用に係る電気料は、広告掲載者が負担しなければならない。この場合において、電気料は、設置する機器のカタログ等に記載される数値を基準とした算出方法を市と広告掲載者の協議により決定する。

3 施設名称変更等による表示する内容の修正については、全面修正は年1回以上、それ以外の小規模な修正は速やかに広告掲載者の負担により実施するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月6日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

みよし市長 様

申込者 所在地
名 称
代表者
電 話

みよし市広告掲載パネル設置に関する取扱要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告媒体
- 2 本申込みに係る担当者
 - (1) 担当部署
 - (2) 担当者氏名
 - (3) 電話番号
 - (4) F A X
 - (5) 電子メールアドレス
- 3 提出書類
 - (1) 企画提案書（様式第2号）
 - (2) 企画書
 - (3) 会社案内等（会社の概要（事業の内容・経歴）等が分かるもの）
 - (4) 法人登記に係る現在事項全部証明書
 - (5) 納税証明書（住所を有する市区町村の法人の市区町村民税） [市外の事業所のみ]

様式第2号（第7条関係）

企画提案書

1 事業者	商号				
	所在地				
	主業務				
2 企画概要					
3 企画詳細	別途「企画書」を添付してください				
4 提案金額	月額 円（消費税等を含む） ※行政財産目的外使用料、電気使用料等を除く広告掲載料の金額を記載すること。				
5 広告主の募集	広告主 見込数	想定される左記の 広告主の業種	広告主の募集方法等		
6 類似業務の実績	年	契約の相手方	広告媒体名	数量	広告主数
7 事業者の広告掲載方針					
8 作業スケジュール					
9 問い合わせ等への対応体制					
10 その他特筆すべき事項等					

様式第3号（第8条関係）

広告掲載・不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

年 月 日付で申込みのあった広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 広告掲載の可否